

(写)

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第11号

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 <u>文化会館が行う事業は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>集会、催し物等のための施設の提供に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市民の演劇、音楽その他の芸術文化の向上に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事業</u> (開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 文化会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 文化会館を<u>利用しようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、<u>市長に申請し、利用の許可</u>（以下「利用許可」という。）を受けなければ</p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>市長は、第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、文化会館の管理を法人その他の団体であって、指定するもの</u> (以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 文化会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 文化会館を<u>使用しようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、<u>指定管理者に申請し、使用の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受け</p>

ばならない。

2 市長は、利用許可をするときに、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可事項の変更)

第6条 前条第1項の規定により文化会館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用するものとする。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館の利用を許可しないものとする。

- (1) } 省 略
- ゝ
- (4) }

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に文化会館を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

2 市長は、前項の場合において利用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第10条 利用者は、文化会館の利用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなら

なければならない。

2 指定管理者は、使用許可をするときに、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可事項の変更)

第6条 前条第1項の規定により文化会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用するものとする。

(使用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、文化会館の使用を許可しないものとする。

- (1) } 省 略
- ゝ
- (4) }

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、文化会館の使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなけれ

ない。

(使用料)

第11条 利用者は、利用許可を受ける際に、別表に定める文化会館の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、利用時間の延長に伴う使用料は、利用の終了後直ちに納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市民又は市民団体が文化活動その他これに類する活動に利用する場合（入場無料のときに限る。） 5割
- (2) 市の事業で利用する場合 10割
- (3) 非常災害で避難場所として利用する場合 10割

(4) 省 略

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用者が規則で定める期間内に当該利用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 省 略

(入場の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) } 省 略
- (2) }
- (4) }

ばならない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用許可を受ける際に、別表に定める文化会館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、使用時間の延長に伴う使用料は、使用の終了後直ちに納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市民又は市民団体が文化活動その他これに類する活動に使用する場合（入場無料のときに限る。） 5割
- (2) 市の事業又は指定管理者が市から事業を委託されて使用する場合 10割
- (3) 非常災害で避難場所として使用する場合 10割

(4) 省 略

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 省 略

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) } 省 略
- (2) }
- (4) }

(原状回復義務)

第16条 利用者は、文化会館の利用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止若しくは利用の変更の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、これに要した費用は市長が利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、文化会館の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、文化会館の管理を法人その他の団体であつて、指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて文化会館の開館時間及び休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第12条、第14条及び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期日前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合

(原状回復義務)

第16条 使用者は、文化会館の使用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による使用許可の取消し若しくは使用の中止若しくは使用の変更の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、これに要した費用は市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、文化会館の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

を含む。)の規定による利用許可の申請及び利用許可は、それぞれ当該指定管理者に対する利用許可の申請及び当該指定管理者による利用許可とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 文化会館の利用許可等に関する業務
- (3) 使用料又は次条に定める利用料金及び指定管理者が行う事業の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 文化会館及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める業務

(利用料金の收受等)

第20条 第18条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者から納入される利用料金を自らの収入として收受することができる。この場合において、第11条から第13条まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、第11条に規定する使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(市の免責)

第21条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化会館の使用許可、取消し及び入場の制限に関すること。
- (2) 文化会館の維持管理に関すること。
- (3) 文化会館を使用した文化振興事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、相当な理由があると認める場合は、5年の範囲内で期間を定めることができる。

(市の免責)

第20条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める使用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

第22条 省 略

別表（第11条関係）

文化会館に係る使用料

1 大ホール

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

2 小ホール

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

3 ホール以外の部屋

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

4 冷暖房

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

5 附属設備

省 略	
-----	--

第21条 省 略

別表（第11条関係）

文化会館に係る使用料

1 大ホール

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

2 小ホール

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

3 ホール以外の部屋

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

4 冷暖房

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

5 附属設備

省 略	
-----	--

備考

- 1 小ホール及び小会議室の使用料は、定置外椅子の利用も含む。
- 2 省 略
- 3 休館日に文化会館を利用する場合の使用料は、土、日、祝日の使用料に準ずる。

備考

- 1 小ホール及び小会議室の使用料は、定置外椅子の使用も含む。
- 2 省 略
- 3 休館日に文化会館を使用する場合の使用料は、土、日、祝日の使用料に準ずる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。